

関係各位 様

長崎県 土木部 技術情報室長
(公印省略)

「請負工事に係る相談窓口」の設置について

標記について、下記のとおり、「請負工事に係る相談窓口」を設置することになりましたのでお知らせします。

記

- 1 相談内容
請負工事の工事内容に関する事項。(工事打合せ簿に係わる内容等)
- 2 相談窓口
各地方機関の検査指導幹とする。
ただし、女神大橋建設事務所、出島バイパス建設事務所、石木ダム建設事務所については、建設課長とする。
- 3 受注者からの相談受付
受注者よりの相談は、別紙 - 1 により受け付け、相談内容を聞く。
- 4 相談内容に対する回答
別紙 - 2 により、相談者に回答する。

